

第1章 計画の概要

1 策定の目的

〔策定の必要性〕

我が国の社会は、国際化や高度情報化の進展，少子・高齢社会の到来，科学技術の発展，環境問題への関心の高まり，価値観の多様化など急激な変化を続けており，その中で，子どもを取り巻く状況についても，学力低下への懸念や，いじめ，不登校など，早急に解決しなければならない課題が山積しています。

さらに，文部科学省は，ゆとりの中で自ら学び考える力などの「生きる力」の育成を基本とした学習指導要領の改訂を行い，平成14年4月から完全実施しましたが，現在，授業時間数や総合的な学習の時間の在り方などについて，様々に議論されています。

一方，地方分権の大きな流れの中で，教育分野においても地方自治体が地域の課題に主体的に取り組むことが必要となっており，学校には，地域との連携を深め，開かれた学校運営を行うことなど，地域の特性に応じた教育の推進が求められています。

こうしたことから，これらの変化や課題に的確に対応し，次代を担う子どもたちに必要な資質や能力を育てるため，学校教育の在り方や取組の方向性を明らかにする必要があります。

〔策定の目的〕

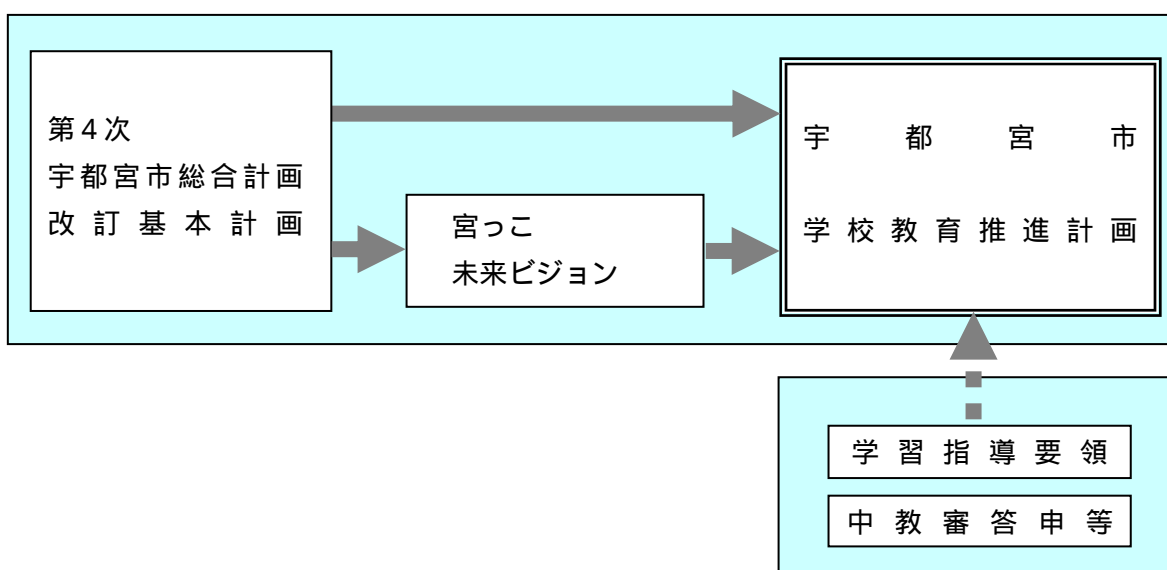
心豊かでたくましく生きる人づくりを推進するための指針として策定された「宮っこ未来ビジョン」を踏まえ，本市学校教育の理念や基本目標，基本的施策，重点事業を明らかにし，豊かな心と健やかな体を持ち，創造性や共生の精神を備えた宮っ子を育む教育活動の展開と，新しい時代にふさわしい学校づくりを進めることを目的として，推進計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、本市の基本計画である「第4次宇都宮市総合計画改訂基本計画」の分野別計画「個性と創造性を育むまちづくり」のうち、「学校教育を充実する」に基づく計画であるとともに、本市の人づくりを推進するための指針として策定された「宮っこ未来ビジョン」の個別計画です。

また、学習指導要領、中央教育審議会答申等を踏まえた、本市における学校教育の充実向上に関する計画です。

図1



3 計画の対象

この計画は、宇都宮市立の小学校及び中学校における学校教育全般を対象とします。
ここには、学校教育の充実向上に係る家庭・地域等との連携・協力などの内容も含まれます。

4 計画の期間

平成18年度から平成27年度までの10か年計画とします。
ただし、大幅な制度改革があった場合などには、必要に応じて見直しを図ります。

5 計画の構成

計画は、下図のとおり、第1章から第5章までの5つの章からなっています。

図2

